

〔 道路交通法改正により、令和8年4月1日より17歳6か月から
仮運転免許が取得できるようになります 〕

これまでは、18歳にならないと仮免許が取得できない
ために、誕生日が1月から3月生まれの方は、高校を
卒業してから4月からの新生活までに運転免許の取得
が間に合わない方がいました。

これからは、早めに入校することができ、新生活に間
に合うよう、免許を取得することができます。
但し、運転免許証の受取りは18歳の誕生日がきてか
らとなります。

下の図をご参照ください。
ご不明な点は当校までお問合せください。

運転免許取得年齢フロー（普通車・準中型車）

